

三春町不妊症治療費の助成の範囲

□ 内の治療費が助成対象となる

以下の表で、生殖補助医療とは、体外受精及び顕微授精のことを言う。

	保険適用	保険適用外	福島県	三春町
不妊治療	A 生殖補助医療 (保険適用) 妻の年齢：43 歳未満 回数：妻 40 歳未満 6 回まで 妻 40～43 歳 3 回まで			上限 10 万円
		A 生殖補助医療 (保険適用) + B 保険適用外の 検査や治療 ※ 混合診療は禁止されているため、1 回 の治療全てが保険適用外となる	保険適用外となる 治療への助成 (40 歳未満 6 回まで 40 歳以上 43 歳未満 3 回まで) 上限 30 万円 * 採卵を伴わない場 合は上限 10 万円 * 男性不妊治療を行 った場合は上限 30 万円を上乗せ	県補助金 を除いて 自己負担 分の上限 10 万円
	A 生殖補助医療 (保険適用) + C 先進医療 (保険適用外) 併用可能な治療		先進医療への助成 (40 歳未満 6 回まで 40 歳以上 43 歳未満 3 回まで) 上限 10 万円	
		D 生殖補助医療 (回数・年齢制限により保険適用外) 妻の年齢：43 歳以上 回数：40 歳未満 6 回以上、40 歳以上 43 歳未満 3 回以上 A' 生殖補助医療 (保険適用外) + B 保険適用外 の検査や治療 A' 生殖補助医療 (保険適用外) + C 先進医療 (保険適用外)	回数上限超過、年 齢上限超過の場合 の治療への助成 (保険適用外の治療 3 回まで) 上限 20 万円 * 採卵を伴わない 場合は上限 10 万 円 * 男性不妊治療を行 った場合は上 限 20 万円を上乗 せ	
不妊検査	E 不妊症検査 (一部保険適用)		不妊症検査への助 成 (1 組の夫婦につき 1 回) 上限 5 万円 *検査開始から 1 年 以内に実施した 検査	

※助成回数は出産又は妊娠 12 週以降の死産によりリセットする